

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による申告期限の延長……………(主税局税制部税制課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)……………(同)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 開発行為に関する工事を完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七

告示

●東京都告示第四百四十八号
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第十七条の二第二項の規定により、次に掲げる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づき知事に対して行うべき申告(その期限が令和三年二月二日から同年四月十四日までの間に到来するものに限る。)については、その期限を同月十五日とする。

令和三年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

地方税法第七十二条の五第五項及び第二項の規定(年の中途において事業を廃止した場合を除く。)

●東京都告示第四百四十九号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき豊海地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

令和二年六月三十日
変更の内容
事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和三年二月二十二日

●東京都告示第五百十号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
豊海地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和二年六月三十日から令和九年十二月三十一日まで

三 施行地区
中央区豊海町及び勝どき六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区豊海町二番二十四号

一 組合の名称
武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十六年五月三十日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区
品川区小山三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区小山三丁目二十六番九号 駅サイドビル六階

五 変更の内容
事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日
令和三年二月二十二日

●東京都告示第百五十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区小山二丁目及び小山三丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階

平成二十八年四月十三日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年二月二十二日

●東京都告示第百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和三年三月十日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社DIVINE

(二) 代表者氏名 代表取締役 小椋 亮

(三) 主たる事務所の所在地 台東区駒形二丁目五番六号 カミナガビル8F

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇五八〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年五月十九日

●東京都告示第百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月二十二日

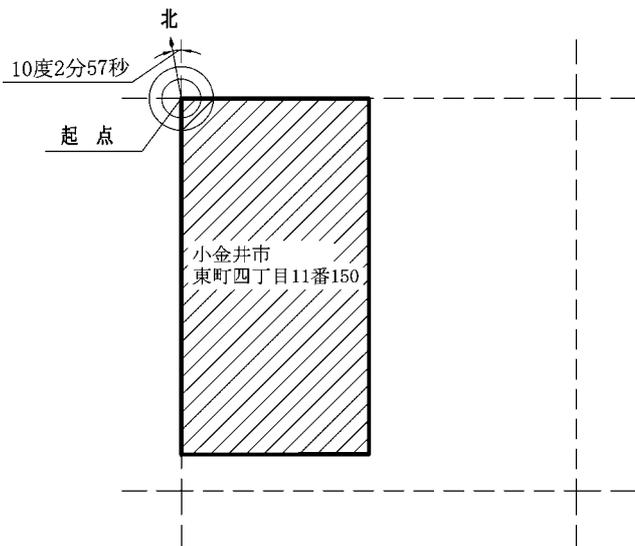
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（小金井市東町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界(筆境界)
- ▨ : 要措置区域

【起点】

起点は、小金井市東町四丁目11番150の最北端とする。

【格子の回転角度(10度2分57秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千四百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

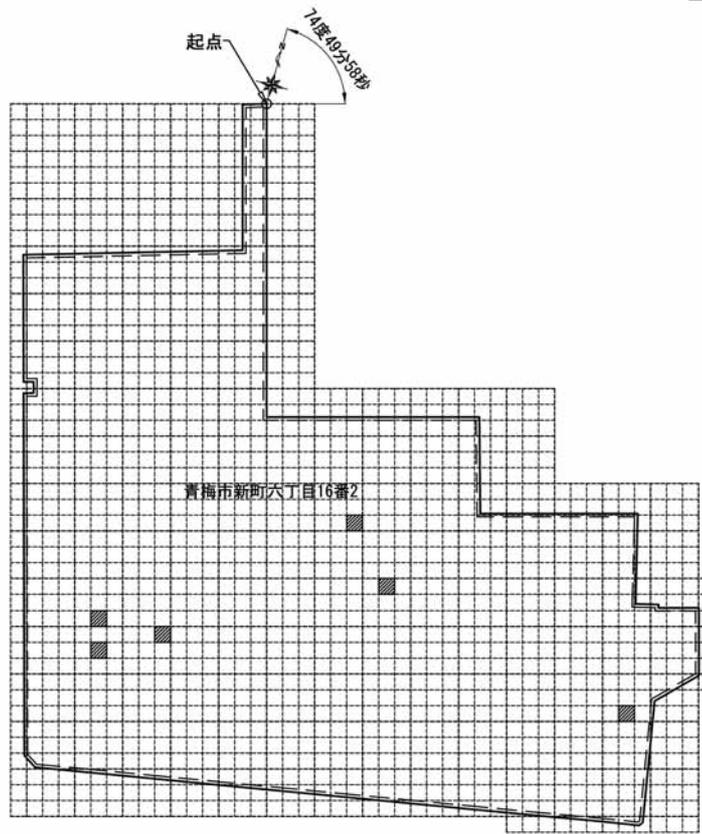
一 指定を解除する区域 別図のとおり(青梅市新町六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単区画
- 筆境界
- 敷地境界

【起点】

起点は、青梅市新町六丁目16番2の最北端とする。

格子の回転角度 (74度49分58秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

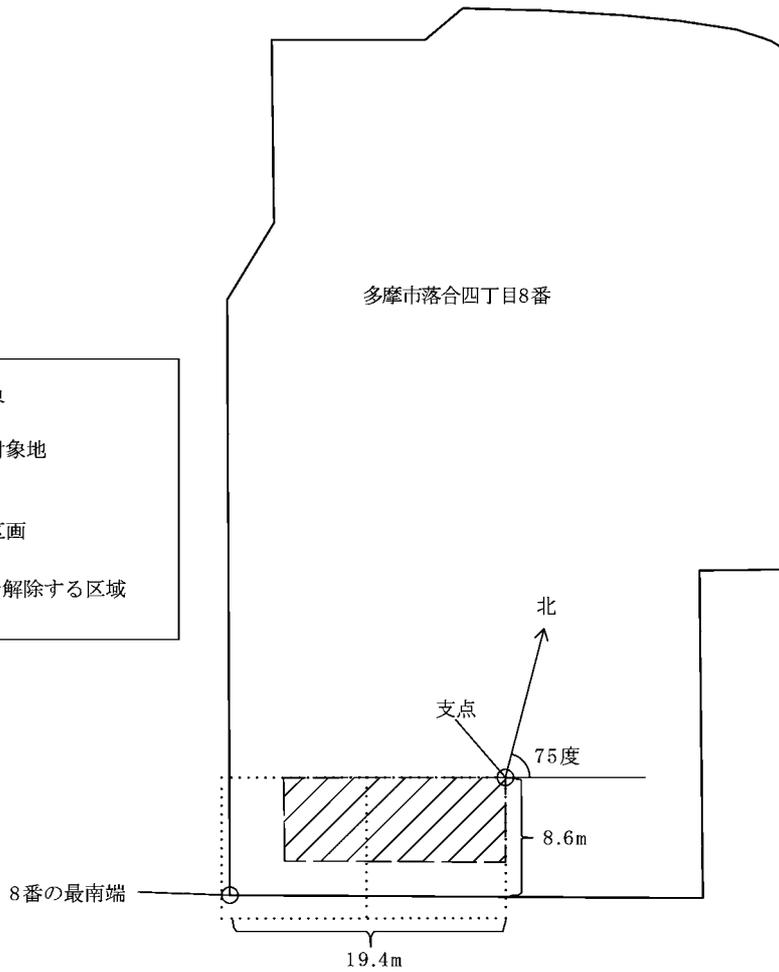
令和三年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（多摩市落合四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

- 【凡例】
- 筆境界
 - - - - 調査対象地
 - 単位区画
 -  指定を解除する区域



【格子の回転角度(75度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 (多摩市落合四丁目8番の最南端から、筆境界に沿って、東に19.4m、北に8.6mの位置とする。)

●東京都告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 秋葉原雑司ヶ谷

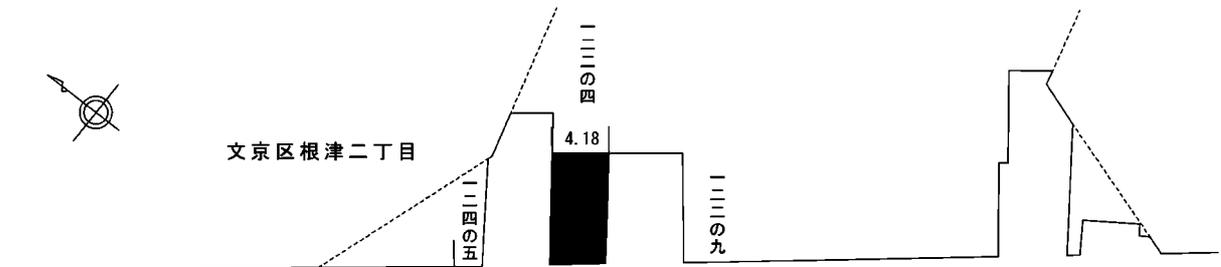
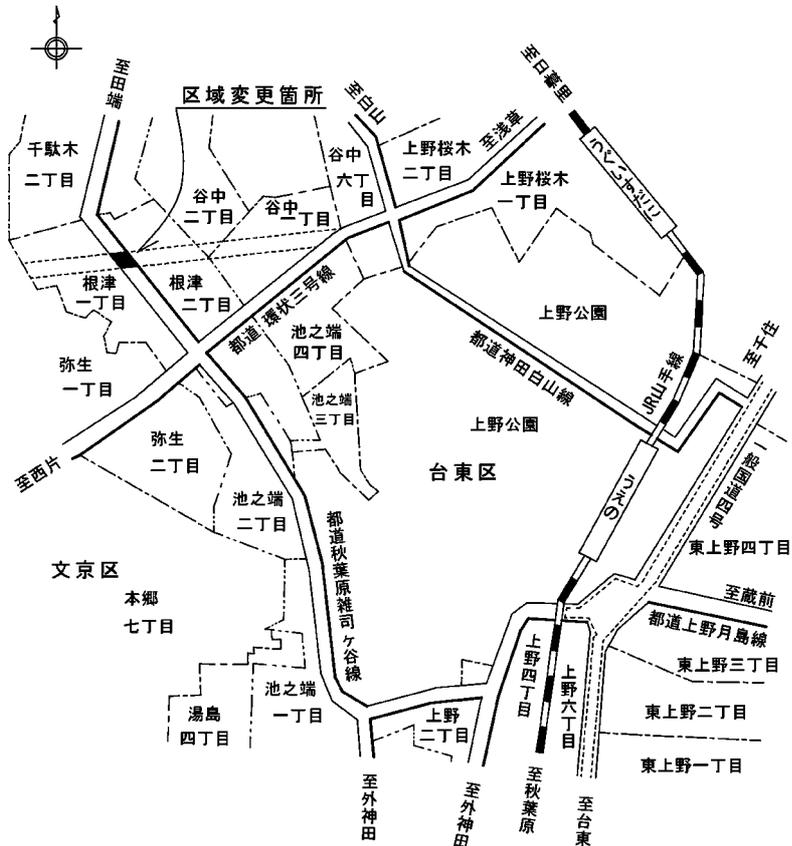
二 変更の区間 文京区根津二丁目百二十二番四地先から
同区根津二丁目六十九番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

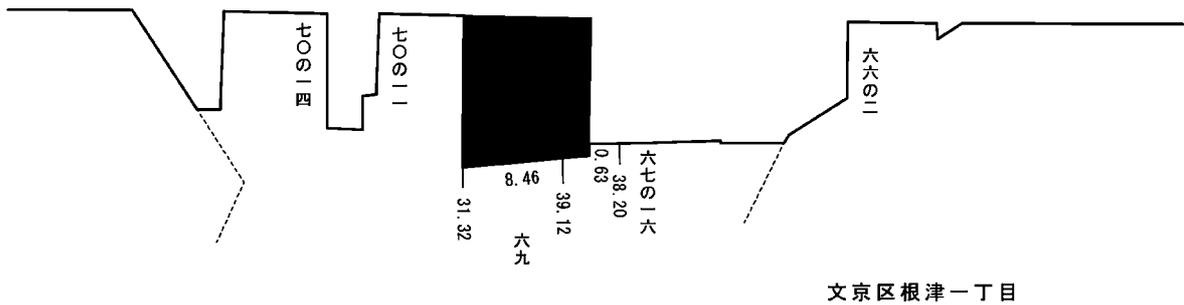
別図

都道秋葉原雑司ヶ谷線区域変更略図
文京区根津二丁目と根津一丁目

- 一般国道
- 都道
- 編入区域
- 延長 一〇・〇六メートル
- 面積 一一二・六〇平方メートル
- 計画線



至田端 都道秋葉原雑司ヶ谷線 至外神田



公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの
で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム

二 代表者の氏名

榎原 聡文

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区弥生二丁目三番二号

一 名称

特定非営利活動法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター

二 代表者の氏名

猪俣 典弘

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷本塩町四番十五号

一 名称

特定非営利活動法人マドレボニータ

二 代表者の氏名

山本 裕子、中桐 昌子

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿一丁目十五番九号 シルク恵比寿

四〇三

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

西東京市中町一丁目二千百八

十四番二及び同番二地先

西東京市東伏見三丁目六番

十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

